

○函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成10年12月21日条例第28号

函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって町民の生命、身体及び財産の保護並びに安全で良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て等の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 事業 次に掲げる行為をいう。
 - ア 土砂等による土地の埋立て等をする行為
 - イ アに掲げる行為を行う場所を含む一団の土地の区域において、当該行為と一連の行為として行われる切土、床掘その他土地の掘削をする行為
- (3) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て又は盛土をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う土地の区域をいう。
- (5) 事業者 事業に係る土地の所有者、事業に係る工事の請負契約の注文者、事業に係る工事の請負契約の受注者及び請負契約によらないで自ら事業を行う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、次に掲げる事業について適用する。

- (1) 事業区域の面積が500平方メートル以上又は土砂等の量が500立方メートル以上となる事業
- (2) 事業区域の面積が500平方メートル未満又は事業に係る土砂等の量が500立方メートル未満で、当該事業区域と一団であると認められる区域において、当該事業に着手する日前3年以内に事業が行われた場合又は行われている場合は、その状況が前号に該当する事業

(適用除外)

第4条 この条例は、次に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う事業
- (2) 国又は地方公共団体の助成を受けて行う農業、林業、商工業又は漁業に係る事業
- (3) 他の法令の規定による許可、認可等に基づき行う事業。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は同法第5条第1項の許可を受け、又は届出により行うものを除く。
- (4) 静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）の適用を受ける事業
- (5) 非常災害のため、必要な応急措置として行う事業
- (6) その他規則で定める事業

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業を行うに当たり当該事業に係る土地において災害の防止及び環境の保全上支障がある土地の埋立て等（以下「不適正な埋立て等」という。）が行われないよう適正に管理するための必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業を行うに当たり、あらかじめ当該事業の施行に係る隣接地関係人及び事業区域周辺の住民等に対し、当該事業の内容について周知し、理解を得るよう努めるとともに、

当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決しなければならない。

- 3 事業者は、事業により公共施設を破損した場合は、速やかに原状に回復しなければならない。

(町の責務)

第5条の2 町は、町の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、不適正な埋立て等が行われないように必要な施策を実施するものとする。

(事業の許可)

第6条 事業者は、事業を行おうとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならぬ。

- 2 前項の許可を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、所在地）
- (2) 事業の目的
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 事業の施行期間
- (5) 事業の施工方法
- (6) 土砂等の量及び発生場所
- (7) 現場管理責任者の氏名及び住所
- (8) その他町長が必要と認める事項

- 3 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

- 4 町長は、第1項に規定する許可に、災害の防止及び環境の保全を図るための条件を付することができる。

(許可の基準)

第7条 町長は、事業の計画及び施工方法が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、前条第1項の許可をすることができない。

- (1) 事業区域及びその周辺区域の災害の防止、環境の保全、通行の安全その他良好な生活環境の確保に関して必要な措置が講じられていること。
- (2) 事業の施工方法が、規則で定める施工基準（以下「施工基準」という。）に適合していること。

(変更の許可等)

第8条 事業者は、第6条第2項第2号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

- 2 事業者は、第6条第2項第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

- 3 第6条第4項及び前条の規定は、第1項の規定による許可について準用する。

(地位の承継)

第9条 第6条第1項の許可を受けた事業について、事業者となる地位の承継をしようとする譲受人及び譲渡人は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- 2 事業者の相続人又は合併後存続する法人が、被承継人が有していた地位を承継した場合は、その承継した日から起算して30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(開始の届出)

第10条 事業者は、第6条第1項の許可を受けた事業を開始しようとするときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第11条 事業者は、事業の施行期間中事業区域の見やすい場所に、規則の定めるところにより標識を設置しなければならない。

(報告の徴取及び立入検査)

第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、事業の施行の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業者の事務所又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は事業者等関係人に質問させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者等関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(関係行政機関への照会等)

第12条の2 町長は、この条例の施行に関し、関係行政機関に対して、照会、情報提供及び協力を要請することができる。

(改善勧告)

第13条 町長は、事業者が第6条第4項の規定による許可の条件又は施行基準に違反しているときは、事業者に対し当該条件又は施行基準に適合するよう必要な改善措置を勧告することができる。

(改善命令)

第14条 町長は、事業者が前条の規定による改善勧告に従わないときは、事業者に対し期限を定めて、必要な改善措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第15条 町長は、事業者が偽りその他不正な手段により第6条第1項若しくは第8条第1項の許可を受けたとき若しくは第9条第1項の規定に違反したとき又は前条の規定による改善命令に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(許可の失効)

第16条 第6条第1項の許可を受けた事業で、許可日から1年を経過しても事業に着手しないときは、この許可は失効する。

(中止命令)

第17条 町長は、第6条第1項又は第8条第1項の許可を受けずに事業を施行している事業者に対し、当該事業の中止を命ずるものとする。

2 町長は、災害の防止又は環境の保全を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し当該事業の中止を命ずることができる。

(措置命令)

第18条 町長は、第15条の規定により許可を取り消したとき又は前条の規定により事業の中止を命じたときは、事業者に対し期限を定めて、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(完了の届出等)

第19条 事業者は、第6条第1項の許可を受けた事業が完了したときは、その日から起算して

10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該事業が第6条第4項の規定による許可の条件及び施行基準に適合しているかを検査し、適合していないと認めるときは、事業者に対し期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。

(跡地に係る措置命令)

第20条 町長は、事業に係る跡地について、事業に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止又は環境の保全を図るために必要があると認めるときは、当該事業の検査完了の日から2年間に限り、当該事業者に対し期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

(違反事実の公表)

第21条 町長は、第14条、第17条、第18条又は第19条第2項の規定による命令に従わなかつた者について、その事実を公表することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項又は第8条第1項の規定に違反して事業を行った事業者
(2) 第18条又は第19条第2項の規定による命令に違反した者

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の規定に違反し、標識を設置せず、事業を行った事業者
(2) 第8条第2項、第9条第2項又は第19条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者
(3) 第12条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をした事業者
(4) 第12条第2項の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(5) 第20条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
2 この条例の施行の際、静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）による届出をした事業は、この条例第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

附 則（令和4年6月17日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の許可を受けている者、同項の許可を受けずに事業を行っている者若しくは行った者又は同条第2項の規定による許可の申請をし、当該申請について町長が受付した者に係る改正後の函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月8日条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 第6条第1項の許可を受けている者、同項の許可を受けずに事業を行っている者若しくは行った者又は同条第2項の規定による許可の申請をし、当該申請について町長が受付した者に係る改正後の函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 第6条第1項の規定にかかわらず事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月間は、引き続き当該事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をし、当該申請について町長が受付した者に係る許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。